

奈良市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和4年3月30日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 塚 本 勝
同 森 岡 弘 之

奈 監 第 8 8 号

令和4年3月30日

奈良市長 仲川元庸様

奈良市議会議長 土田敏朗様

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 塚 本 勝
同 森 岡 弘 之

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

環境部

廃棄物対策課 衛生浄化センター 収集課

土地改良清美事務所（奈良阪処分地管理事務所を含む。）

環境政策課

都市整備部

都市計画課 都市政策課 JR新駅周辺整備推進課

JR奈良駅周辺整備事務所 西大寺駅周辺整備事務所

建設部

土木管理課 地籍調査室 道路インフラ保全課 道路建設課

選挙管理委員会事務局

農業委員会事務局

(企業局)

経営部 経営企画課 共同事務推進課

事業部 給排水課 下水道事業課

2 監査期間

令和4年1月13日から令和4年3月23日まで

3 監査方法

令和3年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和3年11月末日現在（企業局については、同年12月末日現在）の資料に基づき、地方自治法第199条第2項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で監査を実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

環境部

収集課

【指摘】

臨時職員が退職する際における賃金の一部返納に係る債権について、奈良市債権管理条例（平成25年奈良市条例第11号）第5条に規定されている債権管理台帳が整備されていなかった。

債務者との交渉経過等を記録し、債権を適正に管理、回収するために債権管理台帳を整備されたい。

土地改良清美事務所（奈良阪処分地管理事務所を含む。）

【意見】

最終処分地の事業推進等助成・交付金経費として、地元等の各団体に交付している「奈良市南部土地改良清美事業の推進に伴う事業推進助成金及び環境保全対策助成金」他2件の助成金、交付金について、各交付対象団体から徴取している令和2年度決算書及び令和3年度予算書について査閲したところ、それぞれ会議費や役員等の手当、その他活動経費等の科目の記載があったが、それらの支出内容が正確かつ適正であるかについて、証憑書類による確認が行われていなかった。

一般的に、助成金等は公金が財源となっていることから、執行状況の妥当性について多くの市民が納得できるよう説明責任を果たす必要がある。決算書の内容の厳密なチェックを行うため、支出内容が確認できる領収書等の証憑書類（原本）の提出を求め、助成金等が適正に執行されているかを確認する必要がある。

都市整備部

J R奈良駅周辺整備事務所

【意見】

J R奈良駅南特定土地区画整理事業に伴う現場技術業務委託については、受託者の現場技術員がJ R奈良駅周辺整備事務所内において、市の技術職員の不足を補うために、積算補助、監督補助及び工事管理業務を行っているものであるが、当該受託者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定されている秘密を守る義務がなく、さらに、市が発注する他の契約の受注者にもなり得る立場でもあることから、情報漏えい等のセキュリティ面でのリスクが高い点で問題があると考えられる。

また、厚生労働省・都道府県労働局発行の「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」において、業務委託の場合、受託者は、請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方（発注者）から独立して処理するものであることとされている。しかし、現状は業務を独立して処理しているとはいえないようにもみえることから労働者派遣との違いに留意する必要がある。

前回監査時と比較すると、契約書に奈良市個人情報取扱特記事項を添付し、また、現場技術員の作業場所を市職員とは別に用意するなど、改善が見受けられたものの、依然上記の様なリスクが存在しているため、抜本的な解決方法である市の技術職員の配置について、引き続き人事課等の関係部署と協議されたい。

建設部

土木管理課

【指摘】

行政財産使用許可（無線基地局）の使用料の徴収について、算定において準用する奈良市道路占用料に関する条例（昭和 28 年奈良市条例第 11 号）の別表に記載の金額ではなく、占用料徴収事務の取扱いについて（平成 8 年 1 月 26 日付け建設省道政発第 3 号道路局路線課長通達）に記載された金額を徴収していた。

行政財産使用料の徴収は、行政財産使用料条例（昭和 49 年奈良市条例第 19 号）の規定に基づき、適正に行われたい。

【指摘】

道路占用料等における使用許可手続において、調定処理が遅延していた。また、道路占用料等の納期限が通知書発行日の翌月末になっていた。なお、当該納期限を定めた旨の市長決裁を確認しようとしたところ、監査期間内に提示はなかった。

道路占用料等の使用許可手続については、奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、速やかに調定処理を行うとともに、納期限については、同条第 2 項及び奈良市道路占用料に関する条例（昭和 28 年奈良市条例第 11 号）第 3 条の規定に基づき、市長決裁を得た上で期日を定めるか、あるいは、納入の通知をする日から 20 日以内の日付に設定されたい。

道路インフラ保全課

【意見】

トンネル及び橋梁の定期点検業務委託に係る関係書類を査閲したところ、設計当初に注意していれば避けられた変更契約が見受けられた。

具体的には、トンネルの点検面積について、トンネルの内側部分のみを算定し、路面及び起終点坑門部分の面積が算入されていなかったため、結果的に点検面積が増加したものや、橋梁の桁下高が 5 メートル以上あるにもかかわらず、安全性の低い手法が採用されていたため、より安全性の高い手法に変更したものがあつた。

これらの変更内容は、作業開始後でないと判明しないものではなく、特にトンネルの坑門部分については、市が参照する「奈良県道路トンネル定期点検要領」

にも標準的な点検対象箇所として挙げられている項目である。

所管課においては、県の歩掛りや過去の実績を参考に設計書を作成しているが、それでも現場の状況等に応じてやむを得ない契約変更が生じることは理解できる。しかし、当初の設計書は、適切な入札等を行う上で重要な役割を果たすものであることから、今後においては万全の注意を払って作成されたい。

(企業局)

経営部

経営企画課

【意見】

企業局では、漏水に係る減免について「地下漏水等にかかる水道料金減免基準」を設け、使用者の善良な管理にもかかわらず発見できなかったメーターの下流側の給水装置の破損等により漏水したと認められる場合に限り適用するとしている。

本年度においては1件で170万円を超える減免が認められたケースがあり、使用者からは漏水料金減免申請書、給水装置修繕報告書が提出され、さらに給水装置の維持管理について年1回以上の保守点検等を実施していたことや今後も善良な維持管理を約することなどを記載した誓約書が添付されていたものの、善良な管理が行われていたかどうかについて実質的な審査は行っていなかった。

本件は、特に大規模な漏水事案であるだけに、保守点検結果の提示の要求、日常的な管理体制の聴取や現場の確認等の十分な調査に基づく減免の審査が必要であった。水の供給には給水原価がかかっており、また貴重な水資源を無駄にしないという観点からも、漏水減免の承認の際は、より慎重な審査を実施されたい。

事業部

下水道事業課

【指摘】

開発寄附金における、奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年奈良市条例第16号）及び同施行規程（平成26年奈良市企業局管理規程第7号）に規定する減免申請に対し、減免を承認決定する際の決裁権者について、減免額から判断して管理者決裁とすべきところを課長専決としていた。

奈良市企業局事務専決規程（昭和41年奈良市企業局管理規程）の規定に従い、正しい決裁区分とされたい。